

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月28日

【事業年度】 第45期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

【会社名】 株式会社安楽亭

【英訳名】 ANRAKUTEI Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳 先

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号

【電話番号】 048-859-0555(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 田 爪 竜 馬

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号

【電話番号】 048-859-0555(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 田 爪 竜 馬

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年6月30日に提出いたしました第45期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(3) 【監査の状況】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(訂正前)

(省略)

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(省略)

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は提出日現在において社外監査役2名を含めた3名で構成されております。各監査役は取締役の職務執行に対する監査を行っており、取締役会による取締役の監督と合わせて、コーポレート・ガバナンスが機能する体制を整えております。

(省略)

(訂正後)

(省略)

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(省略)

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は提出日現在において社外監査役2名を含めた3名で構成されております。各監査役は取締役の職務執行に対する監査を行っており、取締役会による取締役の監督と合わせて、コーポレート・ガバナンスが機能する体制を整えております。

当事業年度において当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
柳 先	13	13
柳 允	13	13
青木 茂雄	13	13
鈴木 光一	13	13
河合 明弘	13	13
蒲島 竜也	13	13

取締役会は経営の重要事項の審議及び決定を行っております。

具体的な検討内容は以下のとおりです。

- ・株主総会に関する事項(付議議案の決定等)
- ・四半期・年間業績及び決算に関する事項
- ・次年度予算に関する事項
- ・融資に関する事項
- ・取締役会の実効性評価に関する事項 等

(省略)

(3) 【監査の状況】

(訂正前)

監査役監査の状況

(省略)

各監査役は、取締役会に出席して取締役の職務の執行状況を確認しており、重要な会議への参加、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等とおして経営に対する監視の強化に努めております。

また、内部監査室との連携強化をはじめ、監査役の機能強化を図っており、経営に対する監督機能として監査役が有効に機能する体制を整えております。

(省略)

内部監査の状況

当社は、内部監査部門として内部監査室を設置しており、専任者1名を中心に内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施しております。また、各部門の業務執行状況、内部管理体制及びリスク管理体制についての業務監査を実施し、代表取締役への報告及び各部門長への勧告を行っております。

当社監査役と会計監査人は監査計画策定時や監査役報告会に加え、必要に応じて随時、情報共有の場を持っており、各々の監査方針、監査実施状況や期中に発生した問題点について情報交換を実施するなど相互に連携し、監査の実効性の向上を図っております。

(省略)

(訂正後)

監査役監査の状況

(省略)

各監査役は、取締役会に出席して取締役の職務の執行状況を確認しており、重要な会議への参加、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等とおして経営に対する監視の強化に努めております。

監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役会に参加し、事業計画等について必要に応じて説明を求めています。また、会計監査人からその執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。関係者へのヒアリングを行い、会社の業務、財産の状況を調査しております。

また、内部監査室との連携強化をはじめ、監査役の機能強化を図っており、経営に対する監督機能として監査役が有効に機能する体制を整えております。

(省略)

内部監査の状況

当社は、内部監査部門として内部監査室を設置しており、専任者1名を中心に内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施しております。また、各部門の業務執行状況、内部管理体制及びリスク管理体制についての業務監査を実施し、代表取締役への報告及び各部門長への勧告を行っております。月1回取締役会、監査役及び監査役会に対して、内部監査の取組み等について直接報告しております。

当社監査役と会計監査人は監査計画策定時や監査役報告会に加え、必要に応じて随時、情報共有の場を持っており、各々の監査方針、監査実施状況や期中に発生した問題点について情報交換を実施するなど相互に連携し、監査の実効性の向上を図っております。

(省略)